

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年8月7日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時 2分 開議
午後 零時 1分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 令和元年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について (福祉総務課)
② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について (保健予防課)

(2) その他

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議員	田中真己君	議員	中庭次男君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	野口奈津子君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健所長	土井幹雄君
保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	保健所参事兼保健予防課長	小林秀一郎君
保健医療部参事兼国保年金課長	川津英臣君	保健総務課長	小林かおり君

地域保健課長	龍	田	晴	美	君					
教 育 長	志	田	晴	美	君	教 育 部 長	增	子	孝	伸 君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋		義	孝	君	教育委員会 事務局教育部 参 事	菊	池	浩	康 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三	宅		修	君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	鈴	木		功 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 歴史文化課 長	白	石	嘉	亮	君	総合教育研究 所 長	春	原	孝	政 君
学校管理課長	細	谷	康	之	君	学校保健給食 課 長	小	川	佐	栄子 君
学校施設課長	和	田	英	嗣	君	生涯学習課長	野	澤	昌	永 君
放課後児童 課 長	大	和	敦	子	君	中央図書館長	松	本		崇 君
総合教育 研究所副所長	湯	澤	康	一	君					
6 事務局職員出席者										
法制調査係長	富	岡		淳	君	書 記	昆		節	夫 君

午前10時 2分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、堀江福祉総務課長が自宅待機のため、田中保健医療部副部長が公務のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○鈴木委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、令和元年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について、執行部から説明願います。

横須賀福祉部長。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 おはようございます。

それでは、令和元年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について、福祉総務課提出の資料により御説明させていただきます。

資料①を御覧願います。

資料①につきましては、別冊資料②、③の水戸市社会福祉協議会の令和元年度事業報告書及び計算書類等から市費に係るものを抜粋したものでございます。

I、事業報告についてであります。総括といたしまして、令和元年度は、福祉のまち水戸の実現のため、安全、安心な地域づくりのための地域福祉推進事業をはじめ、権利擁護事業や、高齢者、障害者、生活困窮者、子どもの支援、福祉施設の管理運営、さらには台風19号による災害ボランティアセンター運営など、公共性の高い社会福祉法人として、市と連携しながら各種事業に積極的に取り組みました。

次に、IIの実施事業についてであります。社会福祉協議会は総務企画部門をはじめ、地域福祉、相談支援、生活支援、就労支援の5つの部門により、社会福祉事業を展開しております。

記載のあります事業は、水戸市からの委託事業や補助事業を抜粋したもので、事業名の下段左側には主な実績を、右側には支出科目と決算額をそれぞれ記載しております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

初めに、1の総務企画部門の(2)水戸市福祉ボランティア会館の運営につきましては、指定管理委託料4,976万5,000円で、市民ボランティアの拠点として各種事業を推進したところであります。実績といたしましては、利用件数が4,307件、利用人数は8万4,776名でありました。

次に、2の地域福祉部門になります。

(1)生活支援体制整備事業につきましては、業務委託料1,143万833円で、生活支援コーディネーター2名を配置し、地域のニーズの把握、地域課題を解決する話し合いを開催したほか、高齢者、生活支援サポーター養成研修を実施するなど、市と連携しながら支え合う地域づくりを推進いたしました。

(2)高齢者福祉関係のうち水戸市老人福祉センターの運営につきましては、交流拠点として記載のある事業を実施し、7施設合計の指定管理委託料は1億8,972万2,000円でございます。

次に、2ページをお開き願います。

3、相談支援部門についてです。

(2)生活困窮者自立支援制度関係のイ、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業につきましては、要保護や準要保護の児童、生徒を対象に学習の支援や居場所づくり、保護者への進学相談などを行ったものであり、業務委託料として839万9,540円を支出しております。実績といたしましては、会場をこれまでの福祉ボランティア会館と南部老人福祉センターふれしあに、令和元年度は、末広老人福祉センターあじさいを加え、計3か所に拡充して開催し、利用登録者数は84名でございました。

次に、(3)権利擁護サポートセンター事業のうち、県央地域成年後見支援事業につきましては、定住自立圏構想に係る成年後見事業として、制度の普及啓発や法人として成年後見の受任などを行ったほか、市民後見人の養成や活動支援などを行い、補助金として2,365万6,132円を支出しております。実績といたしましては、相談件数が909件、法人後見受任件数20件のほか、県央地域で初めての市民後見人1名を誕生させております。

次に、4の生活支援部門では、高齢者から障害者、乳幼児まで、幅広い範囲の事業を実施しております。事業の内訳といたしましては、水戸市身体障害者生活支援施設いこいや開江老人ホームの運営をはじめとする指定管理7事業と、一時預かり事業所あかつかスマイルキッズの運営の補助1事業と、介護保険認定調査室の運営などの委託2事業であり、各分野の情報や支援内容を共有し、よりよいサービスの提供に努めてまいりました。

次に、3ページになりますけども、5の就労支援部門につきましては、水戸市身体障害者就労支援施設のぞみの運営をはじめとする指定管理3事業と委託事業3事業を実施し、利用者の工賃向上や一般就労の支援に努め、月額平均工賃について、各施設それぞれ前年度の額を上回ることができました。

続きまして、4ページをお開き願います。

このページにつきましては、令和元年度決算水戸市費分として、1ページから3ページにかけて記載いたしました実施事業について、補助金・負担金と委託料に整理をし、当初予算と比較した一覧を記載したものでございます。このうち、当初予算額から減額の大きなものについて御説明いたします。

2、委託料、(1)業務委託料の一番下になりますけども、介護保険認定調査事業につきましては、679万8,824円の減額となっております。その理由といたしましては、認定申請件数の減少によるものでございます。

次に、(2)指定管理に伴う管理業務委託料のうち、中段にございます開江老人ホームにつきましては、1,400万円の減額となっております。その理由といたしましては、利用対象者数が見込みより減少したことによるものでございます。そのほか、補助金、委託料の増減につきましては、職員の給与改定などによるものでございます。

最下段の3の合計といたしましては、令和元年度当初予算が13億4,497万5,000円、決算額は13億1,888万9,378円で、当初予算との差引きでは、2,608万5,622円となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

後藤委員。

○後藤委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

今、説明があったとおりで、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の拡充ですとか、後見人制度が開始されたりとか新しい事業があったんですけども、そのほかに何か今年度新しい事業があったら教えてください。

○鈴木委員長 今回は一応事業報告なので、決算とね。

○後藤委員 分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今の説明の中で1つ、2ページで、生活困窮者の学習支援というところ、会場が3つになったということで、非常によいことだと思うんですけども、登録者が84名ってありますけども、実際のその実績はどういう感じなんですか。このまま、この登録者が全員この学習支援事業に参加したのかなということもちょっとお聞きしたいなど。

○鈴木委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援につきましては、昨年度、赤塚地区、吉沢地区、新莊地区の3会場を実施しまして、登録者数は84名でございますけれども、開催数が全体で136回、延べ参加人数は1,425名となっております。1回当たりの参加人数、3会場合計の数字になりますが、約32名となっております、この登録者の中で、参加できる日にそれぞれの方が参加していただいたという形になっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 登録者の方が参加できる日に参加する、当然でしょうけれども、そうすると登録者は最低でも1回以上は利用しているっていいんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

登録されている方で、固定的に毎回通う方もいらっしゃいますし、中には登録はしたけれども、ほとんど参加しないという方もいらっしゃいます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、その登録っていうのは本人が登録するのではなくて、市のデータに基づいて登録したっていうことでもいいのかな。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この登録につきましては、市のほうから生活保護世帯、準要保護世帯に対して事業を周知しまして、それでぜひとも登録したいという意思表示があった方を登録しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この事業は、スタートしてある程度の実績があるかと思うんですけども、この登録者ということに関しては、それぞれがこの支援事業を進んで受けられるようなそういう仕組みというのが必要なのかなって感じがします。

それから、この支援が始まって3年くらいなんですかね。何年かたちましたよね。実績を見て感じるものが何かありますか。ただ、学習支援で学習のことを教えたということだけなのかな。それとも、目的がありますよね、この事業はね。それに向けてはどのような判断というか、結果を見て感じていることがあれば。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、実績としましては、中学3年生が皆さん希望する高校に合格されているというところで、まずその学習面での実績があるかと考えております。あわせて、その参加者の中には不登校生であったりとか、あとは配慮を要するようなお子さんもいらっしゃるって、そういう方も楽しく参加していただいているというところで、居場所づくりという観点で実績があるのかと考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それぞれ各市町村で、この目的などは様々かなって感じがするんですけども、前にも意見を述べたことがあるんですけども、全国のある市町村を見ると、学習支援っていうのは、学力アップの考え方でやっているところがある。ただ、本市においてはその限りではないということなので、幅広くこの登録者が利用できるように周知していただいて、この事業を進めていただければなというふうに思っています。

それから、成年後見人で初めて市民後見人が出たよと説明がありましたが、市民後見人ってどういうものですか。ちょっと教えてください。

○鈴木委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、後見人の業務といたしましては、認知症高齢者ですとか知的障害者、精神障害者など、そういう方の判断能力に支援を要する方の権利を擁護するための活動を行うというのが後見人の業務になってございます。一般的にはそのような業務というのは、社会福祉士であるとか、弁護士であるとか、そういう専門職の方が担うということが今までの通例でございましたけれども、全国的にだんだんそういう支援を要する高齢者が増えるという中で、専門職の方だけでは不十分であるということで、一般の方、市民の方にそのような勉強をしていただいて、なっただくというような流れになってございます。

ですので、市民後見人ということで、一般の方にいろいろ研修を受けていただき、平成30年度に養成講座を実施いたしまして、18の方が養成されました。その中で1年間いろいろ研修を積んでいただいた中で、今回家庭裁判所のほうに推薦をいたしまして、お一人の方が認められまして、市民後見人として誕生したということになってございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 後見人にしても、なかなかいろんな点で何かトラブルがあったりとか、そういう話もよく報道されていますけれども、この市民後見人という制度ができたわけですよね。じゃ、それで後見人の業務を回せるということであれば、認められているということであれば、いいと思いますので、このまま進めていた

だきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 4ページの(2)の指定管理に伴う管理業務委託料で、先ほど部長から御説明してもらったときに、全体的に全部マイナスになってるんですけど、この中で開江老人ホームがとりわけ、いわゆる予算に対して使う方が少なかったということでございますけども、この施設の利用率っていうんですかね、それとも空き率っていうんですか、運営に関する何か物差しをお示しできるものがあれば教えてください。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 入居の状況でいいますと、定員が110名のところですが、令和元年度1日平均66.2人というのが入居の平均になってございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうするとこれ、キャパとしては110人あるけども、実際66人しか使っていないと。ちなみに、対象とする方はどういった方ですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 主に経済的な状況によりおひとり暮らしが困難な方で、身体状況としては主に健康な方が入居するような施設になってございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうするとですね、一般的な感覚からすると、現下のこの経済状況含めてね、そういった方は結構いらっしゃるんじゃないかっていうのが一般的に推察されるんですけども、この開きは何だと思われませんか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 まず1つは、健康な方が対象だということで、健康な高齢者の方がお一人で在宅で過ごせるような施策が浸透してきているということで、何が何でも施設に入らなければならないというような状況では今現在なくなってきているということが大きな理由にはなっていると思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど、恐らくね、そういった高齢の方は、どちらかというのであれば家にいたいという方はいらっしゃるとは思うんですけども、ただ施設自体はですね、そういった方を想定してつくったということであれば、掘り起こしをしていくのか、それともこれだけ開きというか空きがあるのであれば、もうちょっとその空きをどうするかっていうことを考えないと、せっかくつくってずっと空いてるということではもったいないので、そこがやっぱり問われるんじゃないかなと思います。

健康な方っていうのも多分すごい健康な方と、なかなかぎりぎりな方までいらっしゃいますので、そこら辺もよく精査した上ですと、必ず埋めろというよりは、空いてるんだったら何か有効利用はないのかということをご検討いただければと思います。

あと申し訳ございません、(2)を見ると全体的にみんな予算に対してマイナスなんです。これ、たまたま

ですか。誰か答えられますか。(2)の指定管理に伴う管理業務委託料ですね、ほとんどマイナスなんですよね。そもそも多くちゃんと見積もったからこれが普通なのか、それとも何かしら要因があるのかという。場合によっては思ったより利用する方が多かったので増えましたというのがあってももっといいんじゃないかと思ったんですけど、これは多めに予算を取ったからみんなこうなったという結果でいいんですかね。全体的な意見として。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 まず、老人福祉センターにつきましては、今回台風19号ですとかコロナの関係で施設を閉鎖した期間がございましたので、その期間の分の光熱水費のほうを精算して戻入していただいたというものがマイナスになってございます。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 障害福祉の部門につきましては、職員の給食費等も委託料で職員が払っているところがあるんですけども、実際に利用した額と委託料上見込んでいただく差額におきまして、そこが微妙に少ない額ですけども、ずれてる状況でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。

経済合理性を追求していただいて結果的に安くなるのはいいんですけど、ただ数字でしか見られないので、その数字に何があるのかなという意味がちょっと知りたかったもので、ぜひ経済合理性を追求した上で、委託料が一番安く一番最大の結果を出せるようにですね、これからも進めていただければと。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

土田委員。

○土田委員 すみません、頂いている事業報告書のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、43ページの(4)生活支援及び資金貸付事業のところの数字の読み方がよく分からないので説明いただきたいんですけども、新型コロナウイルス特例貸付相談が、上には113件って入っていて、表の中では5件になっていますけれども、113件受けた相談のうち5件を貸し付けたという理解でいいのかということと、その下の括弧の中の申請件数25件というのは、この決算じゃなくて、新年度のことだから括弧になっているのか、この関係がちょっとよく分からないので説明いただきたい。

もう一つは、貸付け中件数347件というのはどういう数字なのかを、ちょっとすみません、読み方が分からないので御説明をお願いします。

○鈴木委員長 横須賀部長。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今回の事業報告が令和元年度ということで、今年の3月31日までの決算となりますので、この括弧書きの新型コロナウイルスの関係の相談件数を抜き出していますけれども、113件実際に相談があって、その実績として申請があったのが25件ということで、4月以降、令和2年度に入ってからはかなり急激に実績としては——今ちょっと資料は持ってないんですけども、申請件数はかなり増えております。ですので、

これは令和元年度分ということでこういった数字になっているということになります。

すみません、説明は以上になります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、3月末までには113件相談があって、合計25件が通っているということ。実績で見ればいい。そうするとその最後の347件というのは、これまでの全ての貸付けということでしょうか。

○鈴木委員長 大丈夫ですか。きちんとした数をね、また次回御報告いただけたらと思うんですけどもよろしいですか、土田委員。

○土田委員 この上の貸付け相談の347件とこれは偶然の一致ですよ、数字はね。①と③の347件というのは。

○鈴木委員長 後で。今日、担当課長がね。

よろしいですか。ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 いろいろ報告をしていただいてありがとうございますっていうことを先に言わなくちゃいけないんだけど、この中で各種事業については、こうやりました、ああやりましたって報告はたくさんされているんだけどね、要はこの事業をやったためにこういう効果があって、こんなふうになりましたっていうところがいつも見えない。

要はね、例えば今の学習支援についても、84名が登録して、そのうち何人が使ったよと、1回三十何人参加してるよっていうことなんだけど、この事業ってというのは生活困窮者もしくはその準要保護世帯の方々のお子さん方に負の連鎖を起させないために生活保護の担当のほうから学習支援をして、そして学習の負の連鎖、いわゆるその学校に行けないとかね、勉強する時間がないとか、そのために遅れちゃってるとか、そういうものをフォローしようと、こういうことでスタートしている事業だよ。だから生活保護が担当しているわけ。そういった中で、トータル的に対象者というのは84名っていう数字ではないと思うんですよ。強制はできないかも分からないけれども、目的が負の連鎖をやめようと、何とかして一生懸命勉強もしてもらって、そして仕事にありつける、もしくは勤労意欲が上がる、そして未来に希望を持てるような子どもたちを育てようってことで、この事業をやっているとすれば、やっぱり84名っていう登録はね、僕は決して多くないと思う。むしろ、何で84名しか登録していただけないときに、何かフォローの仕方でもっとないのという思いが僕は強いですよ。前から言っているとおり、このところをかき上げてかないと、そして少しでもやっぱり学習理解をしていただかないと、やっぱり中1ギャップとか高校に入ってからギャップとかってというのは、当然生まれちゃうと。だからその辺がね、やっぱりしっかりやるという意味では、84名、1回32名来てるからいいんだということではなくて、その辺をどうするかってのを深く掘り下げていただかないと、非常に問題があるのかなと。

それから、成年後見人制度について、1名誕生したって胸張って言ってるけど、ほかの市町村はこんな数字ではありませんよ、市民後見人。県は十数年前からもうスタートしてやってるわけですよ。取手とかね、いろんな地域ではね、もっと進んでるんだよ。合併するとき、成年後見人制度、市民後見人をつくること

は喫緊の課題だということで事業団と社協が合併してるわけ。それにもかかわらず、いまだに市民後見人を1人しかつけれない。さっき田口委員のほうからあったように、世の中にはいろんな問題が起きちゃってるよと、これ去年の決算でも俺言ったよ。だけれども、今、1人しかできないことに、担当課もしくは福祉部として、社協にどういう指導をしてるんだって。金やって受託業務やってれば社協の仕事って済むわけじゃないんだ。そこら辺がどうも社協は認識が甘いと言わざるを得ない。

それから、この障害者の支援施設の中で、今、水戸市は平均賃金を上げようということで一生懸命やりますよ。これ、前年を上回りましたっていう報告があったけれども、幾らが幾らになって、目標額を超えてるの、超えてないの。超えられないとすれば、ほとんどがこれ水戸市の仕事の受託だよ。瓶、缶の選別とかね、そういうものを行っているはずなんです。水戸市が目標を1人当たり幾らって定めているにも関わらず、水戸市の仕事をやりながら、もし、それを超えられないとしたらば、何が問題なんですか。そこら辺のところがちよっとね、分からない。

それから、開江老人ホームについてだけでも、今、皆さんから意見がありました。60名入ってますよということでした。ここが酒門と合併したときにね、酒門を廃止しましょうと、そして開江に新しい施設を増やしてやりましょうと。定数については110名が妥当だということでスタートしている。しかしね、その後、サービス付き高齢者住宅とか、これ低所得者の人が入るので、そこには該当しないかも分からないけれども、でもいろんな事業ができた。そういう中で、考え方としては、一定の役割が終わったのかなと。というのは、社協のやり方が悪くて入らないのか、それとも、世の中の世情が変わっちゃったために、もう入らないのか。その辺の判断は、やっぱり事業を委託する側としてもきちんと把握をしていただく。そして、社協のやり方が悪ければ——これ民間でね、悪いけれども110名に対して60名しかアパートに入らなかったらね、もう倒産だよ、これ。社協だから、金もらってるからできるようなもので、普通の考え方だったらアウトですよ。そういう事業を社協がやってるということ。俺らは市が金くれるからやってればいいんだという考え方ももしあるとすれば、それは大きな間違いだから、その辺はやっぱり福祉部として、どういうふうにこれを精査していくのかということもしっかり考えていただかないと、僕は1個1個ね、社協の人間に聞きたいんだよ。なんでかっていうと、これ毎回同じだから。監督指導するって言ったってできるわけない。行ってないだもん、現場へ。現場に毎日行っててもなかなか事業の進展っていうのは進まない中でね、予算はやりました、申請がありました、これいいでしょうということで予算をつけた。その次が大事なんだよ、次が。本当にそういう事業をやっているのかやってないのか、なぜ効果が上がらないのか。

最後にちょっと介護保険で聞きたいんだけど、これ介護保険は670万円ぐらい減りましたという報告でした。今、世の中の申請件数は減ってるんですか。介護保険の申請は水戸市全体として減ってるんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 今ですね、介護保険の申請は平準的な流れになってます。と申しますのは、平成30年から、それまで認定期間が最長2年だったのが3年に延びました。認定の中で、大体8割方は3年ということになりましたので、そういうことで、今現在のところは更新分が伸びた影響で、ある程度平準化しているという状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 更新が伸びて平準化しているということは、現実には増えてるということだよ。増えてるにもかかわらず、この社協の介護保険、いわゆる認定調査がね、減っちゃってるということは、これはどういうふうな考え方をするんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 こちらですね、介護保険の認定調査の委託料につきましては、単価契約でさせていただいておりますので、あくまで申請がありました場合は、委託した分のみお支払いしているということでございます。今回多めにちょっと残ってしまってるっていうのは、ある程度余裕を見て社会情勢の中で急に増える場合も想定されますので、そういうわけでちょっと残っちゃっているという状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは別に課長がどうのこうのっていうことではなくてね、一般的な考え方として、委託するときにじゃぶじゃぶするような委託の仕方って本当は駄目だよ。足りなきゃ補正すればいいんだよ。だから、保健もそうだけでも、インフルエンザがいつはやるか分かんないから、それを見越してこんなふうになるだろうとパニックのような予算を組んだらさ、予算ってやっぱり余っちゃうじゃない。だから、申し訳ないけれども、やっぱりそういうふうな意味では、向こうから来る予算と、それで申請件数が少ないっていうのは、社協の努力が足りないの、それともこっちからの割当てが少なかったの。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 年間大体1万1,000件ほど申請がある中で、当然社協にも委託してる分もございますし、水戸市のほうでも、認定調査は直接実施しております。その中で、いかに早く認定を出せるかということで調整をしながらやっておりますので、特に社協ができなかったとか、そういうことではないかなと認識しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今お話を聞くと、大体予算が多過ぎたということに尽きるのかなというふうに思いますので、この辺は今年度分も予算組んじゃって認めちゃってるからね、4月にね。使っちゃったほうがいいと言ってるんじゃないからね。必要なものは必要で使っていいんだけど、余るほどの予算を組むことはないでしょうと。ですから、令和3年度の予算編成時においては、その辺のこのマイナスになっているところをどんなふうにするのか。開江老人ホームのいわゆる管理費をどうするのか。これ総体的に大きいので、その辺をね、やっぱりしっかり検討しながらやっていただかなきゃならないというふうに思います。

これは愛の定期便は、何で七十何万円も、これは対象者がいなかったんですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 お答えいたします。

想定よりも対象者が少なかったということでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 想定よりもっていうのは、愛の定期便の利用者っていうのは、どういう範疇で想定してるんで

すか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 身体的、精神的な不安があって、定期的な見守りの必要な独り暮らしの高齢者を対象にしてございます。ですので、定期的にデイサービスに通っているとか、定期的にヘルパーさんが入っていると、そういう方たちはその対象にならないということでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 把握は難しいのかも分からないけども、400万円の予算に対して70万円だから、七十何%だよ、達成率がね。達成率といたらおかしいけれどね。この辺はやっぱりもう少し厳密な調査っていうか審査をして、そして別にかすかすの予算でやれていることじゃなくて、多少オーバーしたり、減ったり増えたり、こうことはあるかも知れませんが、しっかりやっていただければいいかと、これ一般の民間委託だとね、委託先が2,000万円も金が余っちゃうというのはあり得ないから。これ、民間だったら使っちゃうもん。何か理由つけて。だから、その委託料っていうのは、たまたま公だからいいようなものを、やっぱり委託っていうのはもう少し慎重に精査をしていただきたいというふうに思っています。

今いろいろ言ったんだけど、何か押しなべて私が言ったことに対して、いやこれはこうなんだというようなことがあれば、ちょっと答弁いただいても結構ですけども。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 袴塚委員の工賃の件につきまして、答弁させていただければと考えております。

資料②の68ページからを御覧いただければと思います。

68ページ、5といたしまして、就労支援部門というところで、そこから先より業務を委託しておりますのぞみ、はげみ、みのりというふうに順番に就労関係の施設がございます。

69ページ、右上のところでございますが、のぞみの昨年度の平均工賃が3万2,248円という金額でございます。平成31年度につきましては、3万816円という金額でございますので、約1,400円程度伸びている状況でございます。

同じく、ページを返していただきまして、70ページでございます。一番上のところに(2)といたしまして、水戸市知的障害者就労支援施設はげみの運営ということで、こちら作業種目といたしまして、クッキーですとか園芸系作業等を行っているところでございます。

70ページ、右下のところ令和元年度の実績が1万9,707円となっております、これに対しまして、平成31年度は1万8,178円ということでございまして、約1,500円程度伸びている状況でございます。

さらに、ページを返していただきまして、72ページ、(3)といたしまして、水戸市知的障害者就労支援施設みのりの内容が載っております、こちら主として作業種目といたしましては、パン、クッキー、清掃作業等を行っております、やはり72ページ、右下のところ2万2,232円、これに対しまして平成31年度が2万236円という額になりまして、約2,000円程度伸びている状況でございます。

水戸市の第6次総合計画の中で、2023年度までに市内の就労支援事業所の平均工賃を平均にしまして2万円という目標を掲げまして、各種事業を運営しているところでございますので、市から委託しておりま

す就労継続支援B型3事業所なんですけれども、この時点で2万円の目標はほぼ達成できているという状況でございます。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 その値段が上がったっていうのは、工賃を上げたの、それとも労働時間が増えたの。どちらですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 障害福祉課の中に、共同受発注センターというものを設置しておりまして、コーディネーター2名を配置しております。その2名の関わりによりまして、販路拡大ですとか、売れる製品の研修等を行いまして、全体の収入が上がったことによりまして工賃向上ということにつながっております。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると何、売上げ向上のためのコーディネーターを配置して、売上げが上がったからその分配率が上がったということでもいいんですか。そうすると、今、市がやっているこの事業については、おおむね1万9,000円だから、悪いところでもね、おおむね2万円に近づくことが可能だけでも、こういう一般の、今度は法人、そういうところのやっているところの状況は把握されておりますか。

それとあわせて、コーディネーターはそういうところの情報も一緒に発信してるのかどうかも、併せて答弁。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市内の就労継続支援B型事業所でございますけれども、全体で54か所ございます。そのうち水戸市の共同受発注センターに参加している事業所が38事業所ございまして、まずその38事業所の平均工賃が1万8,097円という額でございます。対しまして全体ですと、共同受発注センターに参加していない事業所も含めまして全体ですと54か所でございますが、そちらの平均ですと1万6,437円という額になりまして、共同受発注センターに御参加いただいている事業所につきましては、工賃がそれだけの差額が出ておりますので、伸びていて一定の効果を発揮しているものと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 お聞きしたところ、要するに共同受発注センターに登録すると生産物が売れると、どういうネットワークを使っているのか別にして、作ったものが売れる、売れば、したがって工賃が上がってくるということですよ。

ですから、やっぱりこの54事業所がね、本当にこの障害者の皆さん方が苦勞して、そして支援する人も苦勞しながら生産物を上げている。それが売れないために工賃がもらえないとすればね、それ当然不幸なことなので、ぜひこの共同受発注センターのね、やっぱりもう少し広義的のいったらおかしいけれども、参加自由ですよという形でやってるのかね、必ず何品かは登録してもらおうとか、そういうやり方をしてるのかよく分かりませんが、いずれにしても障害者の皆さん方が自立できると、こういうふうな工賃が得られるとい

うことが作業の一番の目的ですから、ぜひ、そういった意味においては、こういった機構の活用をしながらね、さらなる工賃アップにつなげていくということをしっかりやっていただきたい。なかなか障害者の皆さんが作ったものを販売するっていう機会がね、水戸市でも何曜日とかにパン売ったりなんたりやっているよね。ぜひね、そういうことも含めて、これからも努力していただきたいなというふうに思ってます。

いずれにしても、社協の場合は見えないところで事業をやっているんで、いろんな事業がもしかすると形骸化している部分もありますから、担当課の方はしっかりとね、やっぱり運営管理をするということをやっていたらいいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、執行部から説明願います。

小林参事兼保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 それでは、お手元の保健医療部保健所保健予防課提出の資料により説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてということで、1番目に、帰国者・接触者相談センターの相談の状況等を月別にまとめたものを載せております。

4月当初、保健所開設時の相談件数は2,600件程度で、5月、6月については陽性者がお1人ずつということで、相談も大分落ち着いてきておりまして、7月27日に12例目の方が出て以降、約10日の間に一気に件数が増えまして、その間約800件ぐらいの相談が入っております。このときに夜の街の店舗公表などもございまして、その関連で約300件程度の検査を受けたいという相談、それ以外で約300件程度の相談が入っていたという状況でございます。

また、検査の状況につきましては、特に12例目、7月27日以降の状況なんですけど、約350件の検査を実施しておりまして、その間に33人の陽性者の確認がされているところでございます。350件の検査を実施するというので、これは陽性者の濃厚接触者など、そういった方の聞き取りなどもやりながらの検査ということで、それが約350件程度に上っているという状況でございます。

また、3番目の水戸市内の陽性者の状況ということで、療養状況を記載させていただいておりますが、陽性者の数は45人となっております。その他のところなんですけど、1件はローラー作戦で、ローラー作戦は、一応水戸市が全部一括して届出するということになっております。水戸市の保健所管轄以外の方も発生件数に数えてはございますので、その他の1件というのは水戸市以外の方で県のほうへ移管しておりまして、実質44名の方が現在水戸市の陽性者ということになっております。そのうち、入院、自宅療養、宿泊施設での療養、また、退院・退所等ということで、退院・退所等につきましては、既に19人、自宅療養の部分につきましては、現在入院の調整は県のほうで行っておりまして、入院または軽症者の施設に入る場合には、医療器チェックなどを行うために、そういった日程の調整で、ここ数日出ている方については、自宅療養をそのまましているか、または、その入院の調整待ちという方で14名程度いるという状況となっております。

それから、4の夜の街クラスター関連ということで、今回、2店のキャバクラ店の名前を公表させていた

だいておりますが、それぞれの店舗での集団発生の関連で把握された陽性者というのが24名ということになっております。

現在、夜の街のPCR検査ローラー作戦ということで、県主体ではありますが水戸市でも職員を動員して検査を行っております。検査の流れといたしましては、県のほうでコールセンターを設置いたしまして、そちらで事前予約を取って、検査の日時と場所を指定し、検査実施場所で検体を採取して、後日陽性者についてはそれぞれの保健所から、陰性者については県のほうから連絡するというふうになっているところがございます。実施状況といたしましては、8月5日現在で、受付が641人、それから既に検体採取が済んでいる方が297人、そのうち陽性者については1名ということでした。

報告につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等ございましたら、発言願います。

木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。また、連日すごい数の電話と、恐らくクレームと、皆さん本当にその対応に追われてね、大変かと思えますけれども、ただやっぱり、この保健所をつくった意義がまさに問われていると思えますし、本当にそういった意味でもですね、何とかこれを乗り切って、いつまで続くか分かりませんが、ぜひそこはですね、しっかり勉強してやってもらいたいと思います。

ちょっと確認したいのは、夜の街のクラスター関連で、事業主体は県ということですが、今の御説明ですと、水戸市の職員も動員しているということで、この夜の街クラスター関連における水戸市の役割って何ですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 お答えさせていただきます。

この夜の街クラスター関連につきましてのPCR検査ローラー作戦、こちらの事業主体は県でございますが、水戸市といたしましても全面協力いたしまして、例えばコールセンターへの市の職員の派遣であるとか、あるいは検査の実際のその場所での運営等に職員を動員いたしまして、まずこの一、二週間で力を入れて早急にやっていかなければならないということで、茨城県と水戸市と全面的にやっている事業でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、検査自体は茨城県の中央保健所だけ、お隣にある。あそこでしかやれないの。水戸市のほうもやる。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 検査の場所については申し訳ございません、非公表でございます。ただ、そちらで採った検体を県が委託契約をしている民間の事業所さんのほうに行きまして、その結果が水戸市のほうに戻ってきて、その結果をもちまして、先ほど申し上げましたように、陽性者につきましては各保健所、陰性の方の御連絡につきましては、コールセンターから御連絡ということになっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そこでですね、今聞きたいのが、これももちろん対象者①、②、③ありますよね。御存じのとおり、業者はできないんですよね。公表したお店に、お酒を納めている酒屋さんでも、そこに食材を届けさせ

るといった業者でも。また、その感染した人を乗せたタクシーでも、感染した人を乗せた代行でも対象外な
んですよね。これは県がやらないと言ってるわけですよね、業者はやりませんと。それはそれで県の主体だ
からそりゃいいと思うんですけど、その分を水戸市のほうでできないのかと思うんですよ。いわゆるキャパ
の問題で、そこまでやってしまうと、追いつかないから多分そういうふうには精査しているんですけども、
明らかに濃厚接触者であるという方がそこにいるわけですよね。その人をやらないのはどうなのかという
とこで、やっぱりキャパの問題があるのであれば——だから役割は何なのかって聞いたんですけど——ある
程度、県ができないのであれば水戸市のほうでそこは役割として補助というかサポートしていく、こうい
ったことはできないんですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 おっしゃるとおりその検査の対象者でございますが、まずこちら茨城県と水戸市の
ほうから検査の要請をした店舗の従業員の方、それから、この特定繁華街の飲食店の従業員の方、それから、
7月22日から7月31日に利用した方ということでまずはくらせていただいて、実際のコールセンター
のほうでございますが、来週の半ばぐらいまでは予約がいっぱいだというところでございます。茨城県のほう
にも、もちろんそのほかの出入りの事業者さんであったり、タクシーであったりということは、私どものほう
にも御要望いただいております。そちらにつきまして、茨城県のほうにお伝えしまして、例えば検査の枠
をもうちょっと拡充するとか、そういうことを県のほうでは検討し始めているということでございますので、
こちらをまた水戸市で別枠でということでは、調整がもう整理しにくくなりますので、その検査の枠を広げ
るような形で県のほうにはお伝えしておりますので、県のほうが調整を今図っているということでございま
す。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ごめんなさい、県のほうが、今言った業者とそういった人たちに向けてのPCR検査の拡充を
これからやっていくということよろしいですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 すぐにできるということではございませんので、そちらについて御要望を私どもも
しましたし、県のほうも御要望いただいているようなので、そちらを今検討しているということの報告を
承っております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 恐らくね、そうやっている間に多分2週間とか3週間たっちゃうから、別に何にも症状が出な
い人は多分出なくてそのまま過ぎてしまうと思うんですね。ただ、恐らくこれは多分キャパの問題でできな
いっていうのが、本当の現状じゃないかと思うんですけど、そこに尽きますか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 こちらですね、やはり水戸市保健所が例えば独自にやるにしても、やはり検査
体制につきましても、ちょっと限界がございますので、なるべくこの夜の街関連につきましても、ここを御
利用いただけるという形での増員とか拡充を図っていくということで県のほうにもお願いしておりますし、
すぐどうこうできるかどうか、ちょっと私のほうでも申し上げられないんですが、拡充していくよという形

での御報告はいただいておりますので、予約状況も、来週の半ばぐらいは埋まっているんですけども、その後で、21日までやりますので、その段階の中でそういった方々の御希望も受けられるのではないかと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん実際そうなのは分かるんですけども、これは水戸市で起こっている事態なわけですよ。そこで県が県がと言われると、一般に関わってきた人は多分すごく不満なんです。じゃ、何で水戸市保健所がやらないんだっていう形で、不安が不満に変わってくるみたいな形なんですけれども、ちなみに今、水戸市でこの前補正組んで、機械の精査してますということで話が終わってましたけれども、現状で水戸市の1日のPCR検査を行える数は幾つあるんですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 現状で1日72件という状況でございます。今後は試薬等を改良したものが今市販されてますので、それを購入して新しいやり方に変えていけば、1回のかかる検査時間が短縮するので、1日2回しか回せないところを3回回すことも可能になると思いますので、70より上回ることは可能じゃないかというふうに考えてます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 72件、1日回ってるということで、夏はそんなにあれかなと思ったんですけども、残念なこととこれだけ出てしまっているということは、今までもういっぱいいっぱいなのに、秋、冬に対してどういうふうに準備していくのかっていうのも、今からでも遅いぐらいに準備しないと、もちろんこれだけ徹底してますんでね——コロナとあと冬に流行するインフルエンザが、例年よりももしかしたらみんなマスクしてるから抑えられる可能性もありますけど——ただ恐らく相当な数が出てもおかしくないんじゃないかと、今でこの状況なんです。これから大丈夫なのかってのが一番心配なんですけども、今のことでいっぱい聞きたいことがあるんですけど、ただちょっと冬に向けた、いわゆる今後に向けた対応、これをどういうふうに考えているのかという。ある程度もうつくっていかないと、今でもこの状況でこれだけ市民から不満の声が聞こえてきているというのは、冬ではちょっと対応しきれないじゃないかと思うんですけど。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

8月24日から、水戸市が水戸市医師会に委託しまして、いわゆるPCRセンターのような拠点を設けてまして、毎日午後、市内の医療機関の紹介によって医師会が受け付けてまして、その午後にPCRセンターのようところで検体を採取する。そこでの検体については、医師会が民間の検査機関にPCR検査を委託するというようなことで、そこで市がやるPCR検査については、少し軽減されるのかなという部分がございます。

それから、現状で今クラスター等発生しておりますけれども、場合によっては濃厚接触者が非常に多い場合も考えられますので、その時期は本当に水戸市保健所の検査能力を超えますので、今、民間の検査機関が着々と検査能力を向上させています。水戸市の検査能力をオーバーしたときには、速やかに民間の検査機関にお願いできるような体制を今整えつつございます。

以上です。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 今おっしゃったとおり8月24日も含めてこれから変わってきますから、ぜひ委員会のほうに冬のインフルエンザ流行時のコロナに対する対策ということで、こういったことをやっていきますということで、ぜひ御説明いただきたいということをまず要望します。

あとですね、これだけ今コロナが増えています。水戸市は基本的に感染した方は、前の説明では入院措置を行いますと、それは軽度であっても重度であっても入院措置をしますということでございます。ただ、これもこれだけコロナの感染者が増えてくると、病院のベッドに限りがありますよね。ここに関して言えば現状どういうふうになっているか教えてください。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 現在、このところ連日ずっと出ていたというところもありまして、県のほうで基本的には入院調整ということなので、陽性の方が出ますと、まずはメディカルチェックということで医師のほうに診ていただいて、その状況で今入院とか、あとは軽度の療養施設のほうもできたので、直接そちらのほうに行く方もいらっしゃるということで、今、そのメディカルチェックの調整などをする、出て数日自宅で待機していただいて、それで調整していくというような形で、そうじゃない方については即、優先して入院とか、そういう順位づけをしながら、県と連携してやっていく……

〔「キャパとしては大丈夫だということを知っているんですけど、別にベッド数は大丈夫だということですね」と呼ぶ者あり〕

○小林保健所参事兼保健予防課長 今のところ、県と連携している限りでは、完全に無理というか、そういう状況ではないという……

〔「と言われている」と呼ぶ者あり〕

○小林保健所参事兼保健予防課長 はい、認識しております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。多分、ほかの人も聞く人いるでしょうから、最後に。

これだけクラスターが発生し始めて、残念なことに今回もまた違うお店で出ましたけれども、3つ目というのかな、それ以外もかなりその情報提供が多いじゃないですか。あるんですよね。これに対して情報の精査って、もしくは後追いついていうんですかね。本当にそうなのかどうかっていう確認はされるんですか。

例えば私にも来ますよね、いろいろ来ます。保健所であんまりあれだからって来るんですけど、そうするとそこに今回出たお店以外の店もあるわけですけど、本当にそうなのかどうかってよく分からないんですけど、そこら辺の精査ってどうされてるんですか、いわゆる情報提供に対する精査って。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 情報につきましては、それぞれ陽性者については濃厚接触ということで、行動履歴ですとか、あとはどういうところへ行っただけというところを今追いかけているところなんですけれども、そういう関係でお話を聞きながら、今ローラー作戦でそういった関連の方、随分、今検査を受けているという状況なども把握しておりますので、その中で今、ローラー作戦のほうでは、1件だけ陽性が出

たということで、それは既に公表したところの関連の方で、それ以外では今のところ出ていないと。そういうほかのお店からも、お店ですとかそういう利用者の方の検査なども接触者ということでやってきておるところなんです、今のところ具体的にそういう関連でそれ以外のところってのは出ていないんですけども、これから、そういったところもおそれはあると思いますので、濃厚接触者の方の情報は確実に把握しながら、検査をやりながらその状況を確認しているというような状況でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そこが大事だと思っております、今回も結局検査したら陽性で、いわゆる無職とかね、みんな言うわけですよね。ただ実際調べてみたら違ふと。そういう情報がきますよね。そこら辺をどう精査していくのが——何が言いたいかというと、それを早めに精査していかないと、多分後手後手になって今回みたいにどんどん後から実は違いました、実は違いましたとなっていくので、そこら辺がやっぱり情報の整理をしっかりとある程度集約していかないと、やっぱり後手に回るのかなと思いますので、もう電話がいっぱいでそれだけで参っているような感じもするんですけど、正直、現場は。ただそれでは駄目なので、やっぱりそこはもう応援をもらうか何かしないと、取りあえずとにかくそこに対してしっかりと情報を整理していかないと、なかなか収まらないと思いますので、そこら辺しっかり対応願いたいと思うんです。

私からは以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 基本的なことから、まずちょっとお伺いしたいと思うんですけども、知事が市中感染の可能性があるのかというお話を会見でされておりましたが、感染者が急にいろんなところで集団発生しているということは、水戸市では市中感染はしているということで、市民の皆様がそういうふうにも考えてもよろしいのかというところをお伺いします。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 御質問にお答えさせていただきます。

市中感染なんです、今起きている状況ではないと考えています。

どういう理由かといいますと、このローラー作戦をですね、幾つかのクラスターという表現をさせていただいてますけれども、感染経路がはっきり——例えばある人からある人へうつっていったという情報を追えない、ある一定のそういった場所を関連して、そこから広がっているという状況が想定されたので、その調査範囲を広げる、あるいは正確な情報をいただくという意味で呼びかけをしているわけであります。

ただ、今まで1週間余りのデータを拝見している限りは、その例えば感染の根っことなる場所があって、そこから周りの方々、あるいは一般の市民の方々、あるいは家庭内感染といったような形で広がっているという状況だとは認識しておりません。つまり、市中感染の根本はですね、例えば集団発生を起こしたところ、例えばそれが病院であったり、あるいは施設であったり、そういったところからその従業員の方や、例えば家庭内感染で広がっていくという状況が生まれた時にこれを市中感染というふうに言います。ですから、今はそういう状況ではないですね、今のところはですね。ただ、これが、今感染している方々の御家族等に感染が広がっていくような状況が生まれてきますと、これはやっぱり市中に知らないうちに広がっていく、そういう可能性が高くなるということになるかと思えます。

もう一つは、今は、例えば氷山の一角しか見ていないのではないかと御懸念が当然あるわけですが、それに対しては、やっぱり検査を拡充して多くの方に来ていただく以外にありません。ただ、PCRの検査、限界です。つまり、PCRという手法を使う限り、当然限界があるということです、それ以外の検査方法も十分開発されてきていますから、そういうことも利用しながら、新たな戦略を練っていくということが重要なんでありまして、これは国にも県にもそういった話をきちんとつなげていかないと、今の状況だけでは当然対応できない。これはもう科学的には明らかな話であります。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

市中感染しているよと、いろんなところから話があったので、土井所長のお話を聞いて安心しましたとともに、しっかりと個人が新しい生活様式を基に生活していけば、感染は広がっていかないんだなというふうに感じましたので、引き続き水戸市では、そういう漠然とした不安は、市民の皆様には恐れないで、しっかりと個人の感染対策をしていくのが大切なんだというのを、周知していただきたいと思いました。

○鈴木委員長 御要望でね。

土田委員。

○土田委員 3つお聞きします。

まず、これでいうと2番目、検査実施状況についてなんですけれども、先ほどお話で現状水戸市では1日72件検査が可能だということでしたけれども、8月分が市の検査が161人で、1日32件ぐらいしかやってないという数字なんです。この差はどういうふうに見ればいいのかというのが1点。

もう一つ、4番の夜のローラー作戦のほうですけども、先ほど部長さんが8月21日までやってますっておっしゃったんですけど、これ期間は決まっているんでしょうかというのが1点と、今朝、昨日、ファクスが来ましたが、この特定地域じゃない居酒屋さんで出ましたよね。そちらのほうの関連の方たちというのは、このローラー作戦には該当しないのかどうか。

以上です。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 答えいたします。

8月分を取りますと、1日平均が約32件ぐらいという計算だと思うんですけども、日々検査の検体数は動いてまして、20検体のときもあれば、50検体等、日々動いております。最近になってやっぱり非常に多い状況がありますけれども、4月中旬から今現在で、水戸市で最高検査した数は五十数件ほどが2日あるだけで、まだ72件まではいってない状況でございます。まだ余裕がございます。ということで、日々、検査の検体数は変動しております。

それから、ローラー作戦については21日までと決まっております。それから、夜の街関連以外の居酒屋で集団発生がありましたけども、これは夜の街関連外なので、このローラー作戦の対象外という扱いになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

要は、この県のほうのローラー作戦はもういっぱいいっぱい、どんどん予約が埋まって検査が追いつかないと。水戸市のほうではある意味余裕があるというふうに見えてしまうんですけども、この振り分けが難しいんだろうと思うんですけども、その辺何か工夫ができないのかということと、あと、今の県のローラー作戦、21日までっていうのは最近決まったんですかね。というのは、700件近くお店があるこの地域で、このローラー作戦で今のところもういっぱい、21日までの期間ではとても回し切れないぐらい、受けるべき、受けたい人がいるんじゃないかと思うんですけども、その辺の水戸市としての理解はどういうことなんでしょう。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えします。

この能力につきましては、PCR検査については、民間も機器整備して、検査能力が向上しております。行政機関も向上しているところで、PCR検査に関してはまだ余裕がございます。ローラー作戦のほうはですね、PCR検査の能力ではなくて、午前中に1回、午後1回来ていただいているんですけども、どうしても1人の方から検体採るのに当然数分、長い人で数十分かかってしまうので、その受付から検体を採るまでの時間の制約があって、なかなか今そういう制限があるということで、その1日、午前午後の2回では、要望に応えられないということで、それを1日3回にして、お応えしていこうという予定となっております。

〔「それドライブスルーの話でしょ。大工町に行ってやってるわけじゃないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○前田保健所技監兼保健衛生課長 ローラー作戦のほうでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。県のほうの姿勢の問題が大きいとは思いますが、実際にこのクラスターが発生しているのは水戸市であって、その周辺で検査を受けたい人、受けなきゃいけない人っていうのはかなりの数があって、間に合っていない状況ではないかと考えます。その中で、多分、水戸市の保健所でやる検査と、このローラー作戦でやる検査のこの対象者というか流れ、この地域検査センターのときにも勉強しまして、流れが違ふんだろうとは思いますが、このクラスター関連の不安のある方のPCR検査を一日も早く増やしてやって、市民の不安を払拭する、あるいは心配されている方の状況を改善することが今求められていると思うので、その辺等、何となく県との関係は難しいっていうのは分かるんですけども、市の保健所を通して、できる限りの工夫をしていただきたいと、要望です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 また基本的なことで申し訳ないんですけど、ローラー作戦というのは、濃厚接触者ではなくても、そこにいた人たちを全てもうだーっとやるっていうのがローラー作戦で、濃厚接触者の検査とはまた違うんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私どものほうでやっている検査につきましては、陽性者から聞き取った情報で、明らかに濃厚接触だろうという方について検査をしております。ローラー作戦につきましては、今回発表した関連のお店の関係で、この地域に広がりがあるだろうというところで、まずはそういうお客様とか従業員の方などから出ているというところで、そういう方を中心に見つけ出そうというような考え、趣旨でやっているというところなので、割と期日を緩やかに取って、申込みをやっているという違いがあるかと思えます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 違いが分かりました。また基本的なことなんですけれども、濃厚接触者の定義を教えてくださいませんか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 基本的に感染症予防の対策というのは、マスク等を取らないで、大体15分程度で1メートルとか、今2メートルとか言われているんですけど、その間隔で接触をしていた人ということで、それをベースにしてやっております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 じゃ、マスクなどで言われているようなことで、マスクをしないで約15分ぐらい、1から2メートルぐらいの間隔を空け、密で話したり接触していた人を濃厚接触者とみなすということなので、そういうことをやっていなければ、また基本的なことなんですけれども、感染している人と、例えば2メートルぐらい離れていれば、マスクをして話しているというのは濃厚接触者にはならないということですよ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 そのように考えていただければ。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 今の後藤委員の関連で。

だから、実際に県の職員もしくは市の職員が大工町に行って一軒一軒聞き取り調査を行っているという意味合いのローラー作戦じゃないですよ。ただ単にここに書いてある大工町、泉町、天王町、五軒町、栄町のこの①、②、③に該当する人は連絡を下さって意味ですね。別にローラーじゃないってことですもんね。分かりました。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それぞれ意見がありましたが、しっかりと対応していただきたいというのが1つありますけれども、民間の検査機器がかなり整備が進んできたというお話がありましたけれども、この前の6月ぐらいに補正を組んだPCRの簡易的な検査機器、あれはどうなりました。4つの病院と保健所のね。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

公的病院への検査機器の整備につきましては、各病院において機器の選定を進めていただきまして、9月納入を目指して進めているところでございます。水戸市のほうにバックアップ用として購入する機器につきましても、購入手続を進めている状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この前に、機種選定等のお話があったので、それを速やかに進めていただければというふうに思っています。

それと、皆さんも御承知のように課長職の職員が自宅待機、その点でちょっと質問させていただきたいと思いますが、このごじゃっぺという店が市の職員が多く利用するというので、いろんなファクス等で職員等にも配付があったかどうかは分かりませんが、今10名が自宅待機何だかどうという表現が、すみません、まずはその状況……

〔「クラスター」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 うん、正確にお話ししていただきたい。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 こちらでは、都合10名というところの詳しい内容につきましては、こちらの取りまとめというものではないですし、それ自体を保健所のほうとして公表するわけではないんですが、今回、ごじゃっぺに関しましては、感染を広げる可能性があるため、店名を公表したということで、期間としては7月13日から29日までの御利用の方について今、幅広くお問合せをいただいているという状況でございます。これについては、この店舗、昨日記者会見で説明はさせていただいているんですが、県外からの御利用ですとか、既に県内で御利用された方で、数人の方が陽性になっているという関連がございます。今のところ利用者の方が分からないという状況だったので、保健所のほうに御連絡をいただいているという状況になっております。状況としてはそういうことで、今の10名のところについては、ちょっとこちらからどう答えていいかという……

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 だって、ほかのクラスターの関連のお店であっても、希望とは書いてあるけれども、結局検査をするように勧めているわけでしょうよ。申し出ていただいて、検査を受けると。したらば、このごじゃっぺを利用した人だって、そこから4名でしたっけ、出てるの、そしたら必ず検査をしなくちゃならないんじゃないんですか。そういう体制はどういう考えなの。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 これに関しましては、今陽性で確認されている人というのは、26日発症ということで、その2日前からがその接触して感染する可能性があるだろうということで、一応そういったところの濃厚接触者で症状があるような方、聞き取りを進めながら必要によって検査につないでいくということで、特に14日間を過ぎてしまっている場合などですと、もう症状などが検査をしても分からない状況になっていて、その間無症状であれば特に問題ないというふうに認識しておりますので、そういう聞き取りをこれから広くやりながら検査の必要な方、必要でない方を判断しつつ、すぐ検査をやっていくという状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、その日数がたっているということでしょうけれども、今後、今その自宅待機して

いる方はどういうふうにするんですが、その聞き取りをしながら待機してもらっていただいているという答弁なんですか、これ。万が一感染したら濃厚接触者、これ皆さん関わってくるんだよ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 現在、まだ先ほどの話なので、ちょっと私も状況を詳しくは把握はしていないんですけど、それぞれ聞き取りをこの職員だけでなくですね、一般的にも既に問合せとかもいただいているので、そういう方全てについて聞き取りを行って、状況、症状ですとか、いつ頃お店に行ったかどうかとか、そういった聞き取りをしながら、その状況によってやっていくということと、あとはその感染経路の関係なんかもございますので、その利用したときの状況とか、そういった情報なども提供もしていただく必要があるということで、広く期間を設けておりますので、その聞き取りに応じてやっていくというところでございます。

先ほど濃厚接触という部分は、御説明させていただいておりますが、マスクなしで15分程度お話ししたとか、そういう1メートルの間隔を空けないでとかというようなところ、そういったところも含めて、全て疫学調査ということで聞き取りをやった上で、検査の必要性を判断していくということになりますので。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ、最後に。

この経過観察はいつまでやって判断を下すんですか。それだけ。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 追加でちょっと御説明をさせていただきます。

今回の市の職員の方たち、現在お休みをいただいているところなんですけど、この理由はですね、正確な情報がないからです。この方たちが一体いつそこでどういう方たちと接触して、どのぐらいの感染のチャンスがあるか、ただ単にこのお店に行ったというだけではですね、これはあんまり意味のある情報ではありません。ただ、お名前を公表させていただいた理由の一つはですね、ある日にそこにいらっしゃった方たち、数名ですが、その方たちの中から陽性者の方が出た、でもそのお店が感染源になってますよという保証は何もありません。たまたまそのお店にいたというだけかもしれないので、その周辺の調査は当然していかなくちゃいけないと。今の状況は、市の職員の方に関しまして、たまたまそこにいただけかもしれないので、きちんとした調査をした上で、検査が必要であれば当然検査をするということになるかと思えます。

何度も申し上げますけれども、クラスターの場合は、感染経路を追えないんです。そのお店を利用した複数の方たちの間で、どんどん感染が広がってってる状況が認められた、したがって、そこがどの程度の感染を広げているのかといったようなことをトータルとして情報もつかみ、また、検査もして、その感染の広がり状態をきちんと把握するという目的でやってるんでありまして、たまたまそのお店にいたというだけでは、これは感染源、感染経路とは言えない。そのところをもう少しきちんと詰めなきゃいけないということであります。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと今のことで単純なことで聞きたいんですけども、先ほど水戸市のほうの検査にはまだ少し余裕があると、1日にできる件数。例えばこの職員の10名の方を検査してしまうってことはできないんですかね。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 お答え申し上げます。

必要があれば当然やります。必要か否かということをごきちん判断させていただく、今のところまだその判断ができてないということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 その必要かどうかを判断してる間に、ほかに広がるみたいなそういう心配を普通はしちゃうと思うんですけども、その判断というのはいつついて、いつやれるのかと、検査で陽性の方が出てしまった場合には、また対応が大変なことになると思うんです。その辺の流れをもう一度お願いします。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 御心配は十分分かるんですが、むやみやたらと各感染が広がっていくという状況をきちんとつかまないと、どの範囲まで例えば検査が必要だとか、検査をして差し上げるのか、あるいはそういう状況、あるいはそういう情報をどういった形で出していくのか、総合的にやっぱり考えていかなきゃいけない問題です。例えば今の段階で検査するのかわからないのかということですが、必要があれば当然速やかに検査をします。その前に、まずやっぱりお一人お一人から、どういう行動履歴があつて、どういうところで感染のチャンスがあるのか、例えばそのお店を使っただけが感染のチャンスだったのか、それ以外にもあり得るのか、そういったところをきちんと把握しておかないと、そこだけが感染のチャンスだというふうに決め打ちでやるというわけには当然いきません。まず、そんなことでちょっと御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 言ってもらっしゃることは分かるんですけども、例えば変な例ですけども、劇団で1人出ちゃったら劇団員全員調べるとか、球団で1人出たらみんな調べるとか、そういうことはありますよね。例えば今、田口委員も言ったけど、水戸市の職員の場合は、市役所に広がったらそれこそ大変なわけですよ。多分市民の皆さんはその心配をするんだと思うんです。それ今現在これ分かってる方たちを検査をして大丈夫だったみたいなふうにも一日も早くしたほうがいいのではないかなと思うんですけども、この検査をする必要がなければしてはいけないというような何か決まりがあるんですかね。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 すみません、ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、まず基本的にやらないといけないことは、その人たちが例えばそのお店行かれたとすると、いつ行ったかです。今から2週間たつ前にもし行っていたのであれば、この病気の潜伏期間は一応2週間ということになってますので、それまでの間に症状や何か出ていけば当然おいでになつてる、あるいは検査をされてると思いますけれども、そういう状況ではなかったのかもしれない。問題は今、御心配になつている理由はですね、この方たちが感染してい

て、そうすると周りの人たちにうつすんじゃないかということをお懸念になってるんだと思うんですけども、まずその後者のほうの、この人たちが感染してうつすということだとすると、通常は、例えば症状が出ていたとすると、その前の2日前からウイルスを排出していることがあり得るので、例えばお熱が昨日から出ました、あるいは3日前から出ましたとすると、その2日前から周りにいる人たちが感染するチャンスがあるので、行動調査をさせていただいて、先ほどのような濃厚かどうかということは別といたしましても、接触歴がある方たちに関しては必要に応じて検査をするということになります。

ただ、何度も申し上げますけれども、2週間以上前にそのお店を利用したということになりますと、これは、例えば退院の期間でさえ、発症してから2週間たったら自動的に退院になるんだという基準がございますので、要は検査するしないということにかかわらず、その病気に対して、それはどういうふうに関わってきたかということをお調べの必要性はないというのが、これが基本的な考え方でありまして。

何度も申し上げますけれども、この方たちがしたがって、いつ行ってどういう症状を出してるかしてないのか、あるいはほかに何か感染のチャンスがあるのかないのか、そういうことをきちんと聞き取らせていただいて、それで判断をさせていただくということでございます。必要があれば速やかに当然のことながら検査いたしますし、それから、その周りの接触者は、もちろん御家族もそうですが、その可能性も考えて取りあえず結果が出るまではちょっとじっとしててくださいねということをお願いするのはこれは当然かというふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

田口委員。

○田口委員 今、土井所長が明快な御説明いただきましたけれども、じゃ、なぜ——何日か分かってるんでしょ、これ、職員。

〔「今、調査中」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 いや、知ってると思うよ、副市長、知ってて自宅待機してくださいって言ったのはどうしてなの理由は。2週間以上前だったら、保健所とこれ連携組んでるんですか、この今日取った処置というのは。

〔「2週間の間に行ってんだよ」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 2週間以前って言ってない。そしたら今の所長さんの説明からは外れるでしょう。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 もう一回申し上げますけれども、ただそのお店だけが感染源であるならいつ行ったかということは問題ですけども、そうじゃなくて、そのお店以外にも感染のチャンスがあるとか当然あり得るわけですよ。したがって、そここのところの情報も含めて、どういうふうな行動をこここのところしてたんですかということをお聞き取らせていただく、その必要があるということですよ。

よろしいですか、以上です。

○鈴木委員長 よろしいでしょうか。

袴塚委員。

○袴塚委員 守秘義務とか何かいろいろあってね、言えないところもあるかも分からないけれども、私が個

人的に思うのは、この時期にそういうところに入出入りをするということ自体が、その行動自体がやっぱりね、おかしいですよ。やっぱり行政は、公務員ですから、公ですから、だから何かあればいち早く、やっぱり自ら名前を公表して、それを市民に影響がないように報道していただくということの見本でなければならない。逆に言うと、市長自らが会議の先頭に立ってやってるんだけど、この市役所の行政マンに対しては、市の職員に対しては、コロナに対してどういう指導をこれまでにしたんですか。副市長もおいでですから、お答えいただきたい。もしくは、福祉部長でも結構です。保健医療部長でも結構です。これだけの問題が起きている病原菌が出ているにも関わらず、行政マンとしての公の人としての在り方があると思う。それについては市内でどういう指導したんですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 お答えいたします。

こちらの職員の行動等につきましては、やはり市民の命、健康を守るという、あと、公務員の自覚というものが非常に大事でございます。そのような形で、総務部のほうからも全庁的にそういうような自覚を持った行動ということをするようにということで、呼びかけ等をしていると考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一番問題なのは、どこの部でもいいけれども、課長さんがね、そういうところにこの時期に入入りしたというところに、僕は意識の欠落があると思うよ。

これね、不幸にもなっちゃったらしようがない、それはもうその人の責任じゃないからしようがないけれども、ただね、やっぱり行政として、もう少ししっかりした行動指針をやっぱり市長に言ってすぐやってくださいよ。駄目だって行政マンなんだって、人には注意しろ注意しろって巡回までしてね、こんなとこに来ちゃだめだとか熱があるんだったらすぐ検査しなさいって言うてる人が、そういう無視するような行動を取ること自体に問題があるんだから、それはきちんと行政マン全体に通達ができるような対応を速やかにやるべき。それはね。出なければ幸い、出たときの処置についてはどうするのか、処置というのが、その人の身分とか何かではなくて、市民に対する影響とか窓口で対応した人がいるかないかとか、そのことについては速やかにね、やっぱり対応すべきだと思います。

ちょっと保健医療部から離れて、今学校の対応をちょっとお聞かせいただきたい。

まさにね、夏休みの最中、本来であれば、子どもたちは伸びやかに健やかにね、外で英気を養い、そして体力増強に努めている、こういうことだと思います。しかしながら、今回のコロナウイルスの影響もあって、授業の延長というかね、短縮等があったので、補習も含めて各学校に差があるというようなことだと思います。もう一つは、これまで行ってきた船中泊等についてもね、いろいろあるわけですけども、これからの学校運営、現場、これについてはどういうふうな形で子どもたちの生活を守ろうとされているのか、ちょっとお聞かせを願いたい。

○鈴木委員長 その他ということでお答えいただきたいと思います。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 委員の御質問にお答えしたいと思います。

本来であれば夏休みの時期、そして、まさに明日から短い期間にはなりますが、夏休みを迎えようとして

いるところでございます。

各学校の現在の状況ということなんですけれども、今週、総合教育研究所の指導主事が各学校のほうに直接訪問しまして、各学校の授業の状況、それから感染対策の状況等について直接確認をしてみました。私が現在受けている報告ですと、授業のほうも順調に各学校進んでいますということと、それから、授業も当然進めなければいけません、学校の中での感染症対策、こちらもしっかりやっていただければいけませんので、そちらについても気になるところがあれば当然指導をしていき、また、緩んできている部分があれば、再度指導をしていくというようなことをしているところでございます。

休みを迎えるということですので、例年であれば、子どもたちは本当に楽しみにしていると思うんですけれども、交通事故であるとか、水の事故であるとか、地域の危険箇所であるとか、そういう通常の長期休みに関わる注意事項に加えまして、今回の感染症対策という部分で休みの期間の過ごし方についても、各学校でしっかり事前指導していただけるように私から各校長にお話をさせていただきました。

また、修学旅行、船中泊等、子どもたちは本当に楽しみにしていた行事だと認識しています。私たちもできることであれば、何とか実現できる方法で進めてきたんですけれども、専門家の方などからもお話をおうかがいしまして、また、現在の感染状況等も踏まえまして、子どもたちの健康、安全を最優先ということで中止という判断をさせていただきました。各学校では、子どもたちの思い、保護者の方の願い、また、職員がどんな形で代替の行事が組めるのかというようなことで、現在検討に入っているのではないかなというふうに思います。

今後の学校の取組ということなんですけれども、各専門家の方の御意見、もしくは国や県などからの通知等をしっかり踏まえまして、子どもたちが楽しく学校生活ができるように引き続き指導のほうをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ここで一番大事なのはね、水戸の教育委員会として、水戸の現状を踏まえた中で、子どもたちにどう対応すべきかっていうところだと思うんですよ。国は今、何も指針を出してないよ。全く国は機能してない。だから各知事がばらばらになっちゃう、各県の指導が。そういった中で、やっぱり教育現場においても、教育委員会がどういうふうな指針で、これからこの残された6年生の最後、中学3年生の最後、これを迎えさせてあげることができるかということは、まさに教育委員会がある程度の指針を出していかないと、現場に任せるっていうことは放棄だと思うの。だって、教育委員会、総研を持つてるのは水戸だけだよ。茨城県の教育会館よりも立派だよ、あれ。その中に入っている皆さん方は、現場に任せるって投げちゃ駄目だと思う。やっぱり学習到達目標はどなの、子どもたちの思い出はどういうふうにこれからつくってやるべきなの、そりゃ地域差があるかも分かんない、都市部と農村部とか、外周部等では違いがあるかも分かんないけども、現実の問題として、やっぱり総研の指導主事が行くにしてもね、何を目的に行ってるのか、そして現場はどんなふうに指示をしてるのか、その辺がねやっぱりなかなか見えてこない。

休みで一番かわいそうなのは、日曜日なんかでもね、子どもの行き場がないんだよ。ゲーム機、携帯みたいなものを持ってね、五、六人が市民センターに何か集まってみたり、どっかに集まってみたり、児童公園の

日陰に集まってみたりして、3密を避けるなんていう問題じゃないよ。みんなくっついてやってるよ。そういう現状がある中で、やっぱり教育現場としてね、その休みの過ごし方も含めて、どういうふうな形を今年、このコロナウイルス問題については、ワクチンとか予防薬ができればそれで解消されるわけだから、あと僅かなところなんだよ。それで、恐らく保健医療部も一生懸命夜も寝ずに頑張っておられるんだと思うんだけど、やっぱり子どもたちの未来をね、皆さん方がやっぱり背負ってるわけですから。だから、そこところはね、しばらくの間ちょっと気合を入れて、そして水戸の教育委員会としては、このコロナウイルス対策として、現場をどんなふうにしていくのか、どういうふうに通達目標を求めるのか、どんなふうに通達目標を達成させるのか、その辺をね、やっぱり夢が描けるような何か指針を出していただかないと、危ないからやめました、これは危ないからやめました、これでは子どもたちは生きられない。厳しいだろうけども、やっぱりその中にも何か光を与えてやらないと、やっぱり我々は子どもたちの将来ね、そのターンだけ抜けちゃうんだよ、思い出が。この子どもたちは。今回も野球やった。4つのベスト4の人が1位になって表彰もらった、けど、それって1つの思い出だけども、やっぱり彼らの目標は達成できなかった、そういうことを考えてね、ぜひ現場としてこれからどうするのか、ちょっと真剣にね、考えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 御要望でよろしいですか。

○袴塚委員 何かあれば聞きたいけれども、なければいいです。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの委員の御意見は、しっかり受け止めまして、私たちとしても、子どもたちのために何ができるのかということは、今も考えているんですけども、見える形でしっかり取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 その他に関連して1つ聞きたいことがあるんです。

その前に、先ほどの居酒屋さんの話、職員の話ですけども、タイムラグがあるわけで、今陽性になった方は2週間前に感染してあるわけで、この間水戸市では1か月半にわたってコロナが出てなかったし、緊急事態宣言なども解けて、自粛も解けて、厳しい飲食店に感染対策をしっかりしながら少し復帰してあげようという時期のことですから、そこに行った職員を責めるというようなことは決してあってはならないと思います。その点だけ確認。たまたまずつとなくて、自粛が解けてる中で動いたことなので、そのことで職員の行動を責めるというのはちょっと違うと思います。

その他で、私も学校のことで1つ聞きたいんですが、体育の授業についてなんですけども、今回休校明けの体育の授業の在り方についての指針みたいなものは市では持っていたのかということで、というのは、ずっと家にいて、子どもたちの体力が落ちているという中で、体力の回復っていう意味もあるんだろうと思うんですけども、結構子どもたちがただただ走らされたとか、マスクは外していいって言われても、子どもたちはいろんなニュースを見ていて怖くて外せない中で、倒れるほど運動させられたとか、久しぶりに器械体操をやったらけがをしちゃったとか、そういう声をちょっと聞いていまして、その体力的なところで、

きちんと専門的に体育の先生がケアして回復していくみたいな指導法に対する指針とかそういうものが必要だったのではないかと思うんですけれども、その辺はどうなのでしょう。学校ごとなのでしょう。市として何か方針を出したのでしょうか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 委員の御質問にお答えしたいと思います。

体育の授業ということで、学校の各教科の授業において、感染リスクが高い学習内容というものにつきましては、国のほうからもガイドラインで、各教科で注意しなければならない点が示されていて、私は水戸市としまして、各教科の留意事項ということで、教科ごとに特にこういう部分は注意をしてくださいということで各学校連絡をさせていただいています。

マスクの件につきましては、基本的には十分距離が取れていれば、子どもたちは当然体育の授業は外してもよいと、ただ、本人が心配なのでというお子さんに外しなさいという指導はしませんけれども、教員のほうは当然マスクをして指導していますが、子どもたちは体育の授業はマスクを取ってよいということで確認をしています。今、委員のお話の中にありました休み明けで体力が落ちているのという部分は、ちょっと私のほうもお話をうかがいまして、また、校長会等でお話しする機会がありますので、ぜひ話題にしていきたいというふうに思いますが、基本的にはこういうような学習内容については、順番を入れ替えるとかというように各学校には周知をしています。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

体育で嫌になっちゃったって子が出ないようにというか、それと、家の周辺でずっといたもんだから急に全速力で走れ走れって言われても、それがつらくなっちゃうみたいな、やっぱり体育の授業についても、安全に子どもたちが楽しみながら体力も回復してくれる特別なやり方が今回は必要になるのではないか、またこの暑い中でも学校があるということで、熱中症の問題もありますけれども、そこら辺ちょっときめ細やかな体育の授業を各学校で取り組んでいただきたいというようなことをよろしくお願いします。

○鈴木委員長 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 零時 2分 散会